

## [事案 2021-148] 契約内容遡及変更請求

・令和4年2月17日 裁定終了

### <事案の概要>

契約更新した内容が希望と異なっていること等を理由に、更新時に遡及して契約内容を変更すること等を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

平成22年9月に契約した終身保険について、以下の理由により、更新時に遡及して自分の希望に沿った内容に契約し直し、その際に発生する差額分の既払込保険料を返してほしい。

- (1) 募集人は、更新後の契約内容を十分に説明せず、自分の希望とは異なる契約内容（死亡保障等を減額）で強引に更新手続を進めた。
- (2) 被保険者の同意なく更新が行われ、変更請求書の被保険者の署名は誰かが偽造したものである。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本契約は、申立人による意思表示がない限り、同一の保障内容が維持され、自動的に更新されるものである。本契約更新が無効となる場合は、自動更新がなされ、保険料は更新後の現在の契約の保険料を上回ることから、保険料返還の問題が生じる余地はない。
- (2) 更新時期に先立ち、自動的に更新の検討を促す書面を送付するとともに、募集人が自動更新に関する提案書を送付し、電話により説明を行ったうえで、意向を確認している。
- (3) 募集人は、申立人に変更請求書を送付し、被保険者欄に自署をいただくよう依頼した。その後、申立人から変更請求書が完成した旨の連絡を受けて訪問した際には、すでに署名がなされていたことから、被保険者の自署であると認められる。
- (4) 被保険者の同意は、増額をする際にのみ必要で、減額の際には不要なため、仮に被保険者の自署がなくても、更新契約は有効に成立する。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、更新時の状況および和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人および申立人の息子、ならびに募集人に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、遡及して契約内容を変更することは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。